

1.1.6 汚水・雨水の分類

下水道法第2条において、下水とは「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。」と規定されている。汚水と雨水は以下のとおり分類される。

表－1 下水道排水設備指針における汚水・雨水の分類

汚 水	雨 水
① 水洗便所からの排水 ② 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水 ③ 屋外洗場等からの排水(周囲からの雨水の混入がないもの) ④ 冷却水 ⑤ ドレン排水 ⑥ 地下構造物からの湧水 ⑦ 工場、事業場の生産活動により生じた排水 ⑧ その他雨水以外の排水	① 雨水 ② 地下水(地表に流れ出てくる湧水) ③ 雪どけ水 ④ その他の自然水

ただし、下表に示すとおり雨水と同程度以上に清浄と認められる一部の汚水は、公共下水道管理者と協議した上で、構造的に汚水系統に接続が難しい等の状況がある場合のみ雨水系統の排水設備へ接続することができる。

なお、工場及び事業所等からの排水については、別途公共下水道管理者との協議を必要とする。

表－2 尼崎市におけるドレン排水等の取扱い

下水の種類	雨水系への接続	備 考
空気調和用機器のドレン排水	○	
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)のドレン排水		
屋外電気温水器などの貯水タンクのオーバーフロー排水		
屋上・ベランダの排水		※給水装置がある場合は汚水
散水栓ボックスの水抜き		
上水・給湯及び飲料用冷水系統のドレン排水		
屋外の受水槽・高架水槽のオーバーフロー排水		
消火栓・スプリンクラー系統などのドレン排水		※合流区域のみ
屋外や屋上階の防火水槽・消火水槽の排水		
屋外洗場の排水(屋根無)		※合流区域のみ
屋外駐車場のピット排水(屋根無) (※阻集器は必置)		※分流区域で周囲から雨水が流入する構造の場合は必ず雨水系へ
ガソリンスタンドの排水(屋根無) (※阻集器は必置)	※分流区域で周囲から雨水が流入する構造の場合は必ず雨水系へ ※自動車洗車場等の排水は別途協議	
建物内地下ピット排水	×	
冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水及びすべての内部洗浄排水		